

御幸まち協だよりミニ版 第8号

令和2年3月1日発行

発行 御幸地区まちづくり協議会広報情報部

御幸地区コミュニティセンター

亀山市東御幸町220-3

電話・FAX 83-12332

【防災特集】

避難訓練

自主防災部長 村上 陽

12月1日（日）、地区の防災（避難）訓練が実施されました。

28名の参加者は、各自自治会ごとに一時避難場所（別表）に集合して避難者名簿を作成後、避難経路の危険箇所の確認を行いながら指定避難所（西小学校）に移動し避難所（体育館）の入り口を確認しました。

避難訓練後の反省会では、非常時持ち出し袋の定期的なチェックや、避難する時は玄関に「避難済み」を示す白いタオルを掛けておくことで避難したことが直ぐに分かるのではないかなどについて話し合われました。

今回の訓練では、避難マニュアル通りに避難を行いました。避難時間は、避難距離約1kmを移動するのに避難者の体力等の違いもあり約30分を要しました。

今後も避難訓練等を通じて災害による被害を最

小限に食い止めるために継続して活動を行いますので、皆様のご理解ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

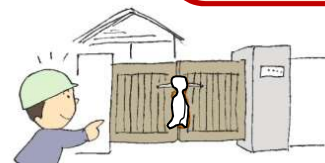
自宅に異常が無いことを確認後、白色タオルかハンカチを玄関に付けてから一時避難場所に出かける。



反省会の様子



避難訓練の様子



あなたの地区の一時避難場所と指定避難所

自治会名	一時避難場所	指定避難所
御幸町第2	亀山駅前駐車場 または 中央防災倉庫前（市消防署東）	亀山市立西小学校
東御幸町第2	亀山商工会館前駐車場	
東御幸町第3の1	亀山文化会館駐車場 ※状況によって会館内が避難所となる場合あり	
東御幸町第3の2		
東御幸町第4		
東御幸町第5		
東御幸町第6		
グリーンフィールド東御幸		
シェルメール東御幸	シェルメール東御幸駐車場	

亀山西小学校指定避難所代表者の選定について

〈経緯〉

平成30年10月に亀山市より、標題について関係する4地区のまちづくり協議会に検討要請の依頼がありました。依頼内容は、これまでの代表者は、城北地区まちづくり協議会が担当していただいていたが、亀山西小学校を指定避難所とする他地区のまちづくり協議会からも選出することができ

ないか協議してほしいというものでした。

亀山西小学校を指定避難所とする4地区

- ・城北地区まちづくり協議会
- ・城西地区まちづくり協議会
- ・城東地区まちづくり協議会
- ・御幸地区まちづくり協議会

平成30年10月より令和元年8月まで計7回の協議会（各まち協の会長等や市関係者が出席）を開催し、最終的に次の事項を決定しました。

- ① 令和2年度から4地区より代表者を1名（できれば2名内1名副）選出し、4名の合議制で指定避難所を運営する。
- ② 各地区代表者の任期は、各地区に任せる。
- ③ 指定避難所代表者の役割
 - 地震時（震度5強以上）
 - ・代表者（家族）の安否確認を行い、全員無事を確認した後、指定避難所に向かう。
 - ・指定避難所の鍵は、指定職員（市職員）が管理保管し緊急時に開錠する。
 - ・指定避難所の施設の安全点検を関係者（指定職員、学校関係者）と行う。
 - ・避難者が十数人集まってきたら、避難所運営組織づくりを始める。

御幸地区まちづくり協議会代表者選出について

御幸地区まちづくり協議会では、自主防災部会において経緯の説明をし、御幸地区として代表者をどのように決めるか等の協議をしてきました。令和元

年度第2回自主防災部会（9月13日開催）において代表者の選出を次のように決定しました。

- まちづくり協議会に加盟する各自治会長より代表者2名（1名は副）を選出する。
- 任期は1年間で輪番制とする。
- 代表者選出方法

当年度自主防災部長を代表者とし、次年度の自主防災部長を副代表とする。従って左表による輪番とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
代表者	東御幸6	3-1	3-2	GF	御幸2	東御幸4
副代表	3-1	3-2	GF	御幸2	東御幸4	東御幸6

令和2年度亀山市総合防災訓練について

10月に指定避難所である亀山西小学校が総合防災訓練の会場になります。関係する4地区のまちづくり協議会はその訓練に参加することが義務

付けられています。詳しい内容については詳細が決まり次第ご連絡します。

当地区の犠牲者を一人でも減らすため「防災世帯台帳」の更新や見直しに「協力ください。」

各戸に配布済みの防災対策資料を再確認してください

亀山市防災マップ



御幸まち協発行防災チラシ(保存版)

